

国民本位のマイナンバー制度への変革を求める（概要）

I. はじめに

1. わが国は少子高齢化・人口減少に向き合い、経済・社会の活力を維持・向上させる方策の提示が必要 ⇒ 官民の生産性向上 & 効率的な資源配分
2. 社会の効率化やきめ細かな行政サービスの展開を可能とするマイナンバー制度の活用により、既存の「Society 5.0」を実現

II. マイナンバー制度の現状認識

1. マイナンバー制度の導入目的：①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性向上、③行政の効率化 ⇒ デジタル社会の基盤として期待
2. 他方、個人番号の利用範囲の限定や特定個人情報の規制（収集・保管・提供の制限等）により、制度の潜在能力の発揮は不十分
3. 規制改革推進会議等における首相指示を実現するため、マイナンバー制度を新たな社会基盤として相応しいものとする事が重要

III. 必要な施策

1. 個人番号の利用範囲の拡大
(政省令での利用範囲の規定、行政手続の抜本見直し、戸籍謄抄本の添付省略 等)
2. 特定個人情報に関する規制の見直し
(利用目的の変更、グループ内の番号共有、特定個人情報からの個人番号の除外 等)
3. 個人番号カード・公的個人認証機能の普及・活用
(各種証明書のワンカード化、選挙・投票での利用、大規模イベント時の本人確認 等)
4. 情報提供ネットワークシステムの拡充
(行政機関間の情報連携の拡大)
5. マイナポータルさらなる充実
(子育てワンストップサービスにおける対象自治体の拡大 等)
6. 法人番号の活用・拡充
(行政機関に対する提出書類の省略、事業所単位の付番、個人事業主への付番 等)
7. 行政サービスの見える化
(行政サービスへの付番、国民が行政サービスを容易に検索できるリストの採用)
8. 国民理解の促進
(行政の透明性向上、マイナンバー制度の導入効果の把握・開示)

IV. おわりに

1. 政府は「デジタル化3原則」（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に基づく行政サービスの100%デジタル化を表明
2. 行政サービスのあり方をデジタル起点で見直す「デジタル・ガバメント」を実現し、「Society 5.0」につなげるうえで、マイナンバー制度の担う役割は極めて重要

